

議会基本条例改定に関する特別委員会会議記録（概要）

平成27年10月28日（水）

開 会（午後4時19分）

【議 事】

（1）改定に係る提案の取り扱いについて

西沢委員長

前回の委員会で要望のあった資料について、用意ができましたので事務局から説明をお願いしたい。

事務局

これまでの委員会の中で、いくつか事務局に照会、確認ということでお話のありました件について、用意ができましたので御報告させていただきます。まず、議決事件に係る整理という資料を御覧ください。地方自治法第96条に議会の議決事件ということで、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならないということになっておりますが、その中で赤字で書かれている号に関しては、条例に委ねられている部分があります。基本的には、条例も地方自治法第96条ないしは地方自治法施行令に即した形で条例に規定をしております。4ページですが、第1項第5号及び第8号関係ということで、地方自治法第96条第1項第5号、それから第96条第1項第8号に規定しております部分に関して、所沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というような形で定めがあります。それから、5ページですが第1項第13号関係

ということで、市長の専決処分事項の指定については、先日、委員会でも御協議、確認いただきましたが、これは昭和57年3月31日に御議決いただいているものであり、こちらに市長の専決処分事項として次のとおり指定するということが規定があります。こちらが地方自治法第180条の議会の委任による専決処分というものに該当するものでありまして、地方自治法の定めにつきましては下段に記載をしております。なお、市長の専決処分事項について、条例で定めている自治体がいくつかありましたので、参考までに一番下に記載をしております。それから、6ページですが第2項関係ということで、地方自治法第96条第2項では、前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件につき議会の議決すべきものを定めることができると規定しております。こちらにつきましては、所沢市議会の議決すべき事件を定める条例第2条に、議決すべき事件ということで定めがあり、同条第1号におきましては、所沢市自治基本条例第22条第2項第1号に規定する基本構想及び同項第2号に規定する基本計画の策定、変更又は廃止と定められており、これはいわゆる総合計画の基本構想、基本計画に関して議決すべきものと定めているものであります。それから同条第2号におきましては、所沢市街づくり基本方針、都市マスタープラン、こちらが規定されております。現在、所沢市議会の議決すべき事件に関しては、こちらの2件となっております。それから、7ページですが地方自治法第179条の専決処分に関しては、記載されておりますように、赤字の部分が該当すると思

ますが、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができるかとあります。こちらについては、同条第3項において、前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならないと規定しており、所沢市の場合においても、専決処分の承認を求めることについてということで、議案の提出があるところです。先日の行政視察においてもありましたが、通年議会になりますと、第179条の専決処分については極力しないようになりますので、改めて第180条の規定に基づく部分、こちらの指定を精査していくような形になると思います。

桑嶋議長

通年議会化を前提とするならば、第180条を部分、専決処分事項の拡大が想定される。他自治体においてはどういうふうに拡大をしているか、把握はしているか。

事務局

把握しておりません。

桑嶋議長

通年議会化を考えているのであれば、そこはある程度柔軟に考えた方がいい。

西沢委員長

いくつかの自治体では、地方税法の改正をしている。

事務局

市長の専決処分事項の指定について、所沢市の場合は損害賠償云々というようになっておりますが、他市議会においては5項目くらい細かく規定されているところがありました。ただ、それが通年議会との関係で拡大していったかという確認はしておりません。

西沢委員長

兵庫県加西市議会も5項目くらいあったかと思う。

桑畠議長

通年議会化もあるが、この立法趣旨というのは、なるべく専決処分はやめましょうということなので、地方自治法の専決処分の文言変更に伴って変わっている事例の方が多いと思う。その辺のことについて、調べていただきたい。

事務局

調べさせていただきます。続きまして、中核市における議会事務局の体制調査結果一覧を御覧ください。中核市については45市ありますが、空欄の市につきましてはメールアドレス等、照会先が確認できませんでしたことから、調査対象からは外しております。調査項目としては、平成27年度、26年度、25年度の職員数ということで、正規職員数とそれに占める再任用職員数、それから臨時職員数となっております。あと、これら

のうち政策・法務等専門の職員数について照会をしております。併せて、議員定数、定数条例上の職員数につきましても調査をしております。この資料からは、政策・法務等専門の職員数を配置している市がいくつかありますが、ほとんどの市において専門職の配置はしていないということが読み取れます。

西沢委員長

45市のうち数字が記載されているのが32市で、そのうち議員定数に対する正規職員数の割合が一番高いのが北海道旭川市の61.8%で、次が長崎県長崎市の60.0%である。対して、一番低いのが川越市の36.1%であった。なお、所沢市は39.4%で33市中29位で中核市の中における位置付けだと、議員定数に対する正規職員数の割合はそんなに高くないということがわかる。

石原委員

政策・法務等専門の職員は、弁護士や司法書士といった資格で任用されているのか。

事務局

元の職については確認しておりません。正規職員として採用されているということでもあります。

石原委員

この正規職員というのは、議会で採用したわけではなく、市で採用したということか。

事務局

事務局職員の任命権者は議長ですが、議会側で個別に採用している自治体というのはあまりないかと思います。専門職の方の元の職業は確認しておりませんが、任期付きの採用というのもありますので、必要に応じて条件付きの採用で専門職の採用をしているのかなとも思います。例はいくつもありませんので、必要があればこの中身についても確認いたします。

石原委員

政策や法務に精通した職員が、議会事務局に配属となって専門的にその分野を担当されているということか。

事務局

例えば、栃木県宇都宮市では正規職員23人という体制の中で、4人の正規職員が専門の職員ということで回答がありました。議会事務局の構成、組織編成を確認していないので何とも言えませんが、法制執務等に特化したセクションがあり、そういった職員が配置されているのかなとも推測されます。

赤川委員

奈良県奈良市の専門職3人について、どういう意味での専門職なのか。議会事務局からどこかに送り出して専門的な知識を身に付けさせたのか、それとも他課から議会事務局に来たのか、採用自体が違うのかといったことについて、次回までに調べていただきたい。

西沢委員長

何をもって専門職とするのか、その位置付け、採用の方法についても調査をお願いしたい。

事務局

調べさせていただきます。続きまして、公務災害の関係について、まだ確認のとれていない部分ではありますが、各自治体において議員に関する公務災害補償に関する条例が制定されておりますので、我々職員も含めて公務災害ということになりますと、地方公務員災害補償基金に請求し、支払われることとなります。ただ、地方公務員災害補償基金は、審査機関ではなく各自治体で認定委員会等を設けて、その中で認定されたものについて出すということになりますので、個々の事例について地方公務員災害補償基金が精査して、適用される、されないということを判断するわけではないので、これ以上詳しい話ということになりますと、直接そこに確認するといったことになろうかと思えます。

桑畠議長

岩手県陸前高田市と大槌町で議員が亡くなっていると思うので、確認していただきたい。

事務局

調べさせていただきます。本市におきましても、所沢市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を定めており、その中で認定委員会を置くとしております。議員の通勤災害の認定等に関しては、その中で状況書等をもとに判断して、ある程度決定をした上で基金に申請さ

れることになろうかと思えます。他市についても同様で、それぞれの公務や状況を確認、審査した上で判断することになろうかと思えます。

桑島議長

各市にそれぞれ公務災害の条例があり、それに準拠して処理しているということか。

事務局

そのとおりです。どこも条例の規定上は特別なことはないと思えます。

西沢委員長

次に、各委員からいただいた条文案、意見を集約しましたので、事務局から説明をお願いします。

事務局

議会基本条例改定提案表を御覧ください。こちらについては前回の委員会で配付したところですが、そちらに加え、前回の委員会の中でそれぞれ会派からお出しいただいた条文案等を含め、改めて整理をして記載したのとなります。1ページの第3条、議会の活動原則については、矢作委員より議会は、議長及び副議長の選出に当たっては、その過程を明らかにしなければなりませんということで、新潟県新潟市議会を参照した条文案を御提示いただきましたので記載しております。併せて、今回の改定提案表は、これまでの委員会で出た改定案や御意見を整理させていただいたものですが、それに先立ちまして議会運営委員会で議会基本条例第27条の見直し手続があり、議会運営委員会で協議、確認していただいた事項につい

ではおおむねこれまでの協議の中でも出ているのですが、第3条についてはなかったことから、改めてこちらにその他ということで記載しております。議会運営委員会の見直し作業の中では、第3条第2号に関しては改善という評価が出ており、中身については積極的な情報公開、説明責任といったところをさらに進めていくということがありました。本特別委員会でも特記すること、協議することがありましたらということで、記載をさせていただきます。第3条第3号につきましても、自由闊達な討議というところで、本会議における自由討議に関して指摘がありましたので記載しております。次に、2ページの第7条、議会報告会について、矢作委員より委員会においても開催可能にしたらどうかの御提案がありました。こちらについては、議会報告会の要綱がありますので、こちらとの整合を図っていくというような御意見をいただいております。次に、第9条の議員と市長等執行機関の関係ですが、こちらについては他の項目で出てくる場合もありますが、こちらで整理をさせていただきました。荻野委員からは、一問一答について、実態とのずれが生じているので、協議したいとの御意見をいただきました。また、西沢委員長からは、第1号に関して、質疑及び質問は一問一答の方式で行うことができるということで、前段の部分を削除した方がよいのではないかと御意見がありました。併せて第2号の反問権に関しては、実態に合わせるのか、それとも申し合わせ事項に沿って条例の規定を改正していくのか、議論した上で判断したいとの御意見をいただきました。次に、第10条の閉会中の文書による質問について、

荻野委員より新規で第2項として、市長等は、前項の規定による質問を受けたときは、速やかに回答しなければならない。第3項として、前2項の文書による質問及び回答は、全議員に通知するとともに、市民に公表するものとするという条文案を御提案いただきました。次に、第13条の政策討論会についても、荻野委員より議会及び委員会は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、共通認識の醸成及び合意形成を図り、もって政策立案及び提言を推進するため、積極的に政策討論会を開催するものとする条文案を改めてはどうかとの御提案をいただきました。次に、3ページの第14条、委員会の運営について、荻野委員より第2項を、議会は、必要に応じて正副委員長連絡協議会を開催するものとする条文案を改めてはどうかとの御提案をいただきました。赤川委員からは、広聴広報委員会を条例上に設置する。常任委員会とある程度対等な立場に置きたい。それから、委員会の政策立案機能を条例上規定するといった御意見をいただきました。次に、第17条の議員研修の充実強化について、荻野委員より、第2項の議事を議会及び委員会に修正ということで御意見をいただきました。次に、4ページの新規規定ですが、同じ意見についてはまとめております。災害時の議会对応については、西沢委員長、入沢副委員長、荻野委員より条文案や御意見をいただき、前回の委員会では赤川委員より、災害時の議会の役割ということで、災害時は議長を中心に議会に対策会議を招集し、執行部との情報共有を図り、適切な対応について協議し市民の安全確保と減災に努めるという条文案の御提案をいただきました。それから、

正副議長の選出ということで荻野委員より、議長及び副議長の選出は立候補制とし、立候補する議員は、選挙に先立って所信表明を行うものとするといった条文案の御提案をいただきました。なお、矢作委員からの御提案は第3条の中でということでしたが、特に第3条に固執するものではないとの御意見をいただいております。

西沢委員長

これまでさまざまな御意見をいただきましたが、今後の進め方として1月26日に廣瀬先生から地方自治法第100条の2の調査委託の報告をしていただきますが、それを受けて12月議会中に委員会を開き、一度それを精査して、行程表どおり1月の閉会中にまとめていくという方向で進めていきたいと考えております。そこで、皆様からここで御提案いただいた以外にも、何か新たな提案等があればそれも承りたいというのが1点。もう1点は、正副委員長で廣瀬先生と事前の打ち合わせの機会を設けたいと思っております。大学に打ち合わせに行く日が決まったら皆さんにお知らせしますので、そのときまでに何かあったらメールで事務局までお願いします。

桑島議長

今、早稲田大学との連携協定に向けて話が進んでおります。その中で、ただ連携協定を結ぶだけではそれだけで終わってしまう、形骸化してしまうのではないかと、との懸念が会派から出ました。早稲田大学との連携を確かなものとするため、政策研究所を議会内に設置するということがあって

もいいのかないと考えております。第23条第1項の附属機関の設置は、議会は、審査、諮問又は調査のため必要があると認めるときは、別に条例で定めるところにより、附属機関を設置することができるということで、どちらかというと執行部提案の議案に対する調査なので、新たに第2項に、議会は、政策形成に資するために、政策研究機関を設置することができるという規定を設け、例えば早稲田大学の研究科長は充て職で所沢市の政策研究機関の研究部長になるといった仕組みを作ることを提案させていただきたい。より積極的に政策形成型の議会を目指すのであれば、政策形成に資するような機関を置くことができるという規定を入れておいた方がいいのかなと思います。

石原委員

早稲田大学との連携協定の発端について伺いたい。

桑嶋議長

早稲田大学が地域連携を重視しつつある、特に人間科学部が高齢化や介護を中心に据えたいということもあって、荻野委員にもどうですかという話をいただいた。そこから始まり動いているというのが経緯です。

荻野委員

人間科学部健康福祉科学科が健康関係の調査、実証実験みたいなことを行っており、そういうことも踏まえて考え始めたようです。

石原委員

政策研究機関が設置されたら、実際にはどういう効果を発揮するのか。

桑畠議長

身近なところで言えば、三芳町も政策研究所を持っている。例えば、政策研究所で健康寿命を伸ばすための条例といったテーマを決め、早稲田大学に限らず地域の大学と連携しながら、調査結果をもとに政策条例を作る。議員が思い付きでやるのではなく、体系的に生み出していく体制を構築していきたい。これからの議会は政策提案能力を身に付けていかないといけないが、所沢市の議会基本条例は政策提案能力が意外と弱く、政策提案は所沢市歯科口腔保健の推進に関する条例しかない。対執行部、対市民との関係に関しては結構パイプが太いが、政策を形成していくところに関しては弱いので、イメージとしては条例制定ができるようになりたい。

矢作委員

議会で政策研究機関を持っているところはあるのか。

桑畠議長

ないことから提案しています。

荻野委員

政策研究するための超党派の機関みたいなものを持っているところは、いっぱいあります。

桑畠議長

議会でやるとどうしても票目当てということにもなるので、みんなが問題だということについて、客観性を持って取り組む体制を作らなければな

らない。

赤川委員

大学に限らず、場合によっては執行部にも専門の方がいれば、そういう人にも入ってもらうのもいいのではないか。

桑島議長

これはできる規定であり、窓開けという意味合いが強い。

入沢委員

これは早稲田大学マニフェスト研究所、もしくは人間科学部が関係しているのか。

桑島議長

今回の件については、最初、人間科学部から話が来ました。そこで、人間科学部に行って話をしたら、スポーツ科学部の学部長もやりたいとなった。個々の学部と協定を結ぶ方法もあるが、人間科学部とスポーツ科学部といった2つの学部にまたがる場合、相手方は総長になってしまうということなので、今の話だと早稲田大学全般ということになってしまう。いずれにしても、議会としても受け皿的なものがないと、協定を結んでも何をするんですかということになってしまう。ある程度、器を作って継続的にやっていかなければ、こういう関係はだめになりかねない。

矢作委員

いまいちイメージが湧かないが、どういったものなのか。

西沢委員長

政策研究所というのは議会内に設ける機関で、大学やシンクタンクと協定を結び、1つのテーマについて追及していくというイメージでよいか。

桑島議長

例えば、健康寿命についてというテーマを決めて、常任委員会に振る前の段階として研究所会議を開き、政策や現状などについて議論し、最後は常任委員会に振る。そこで案を練り、うまくいけば条例化するし、だめでも政策提言をするようにしていきたい。

西沢委員長

あるテーマについて、議会と連携を図りながら進めたいという話があった場合、受け皿をどこになるのか。

桑島議長

議会運営委員会か代表者会議になると思うが、政策を揉むという主体がない。

西沢委員長

もしくは、代表者会議で受けて特別委員会を設置するということになるのか。

桑島議長

それについては結構ハードルが高い。まずは、ブレインストーミング的に1回受け入れる場を設けたい。そして、今のままだと協定を結んでも互いに忘れてら終わってしまうので、最低年1回は開催するようにしたい。

赤川委員	特別委員会については、今までは議員発議であったが、客観的にそういうところから話があれば、特別委員会も作りやすくなるのではないかと。
桑島議長	そのとおりです。
矢作委員	どういうやり方がよいのか。
西沢委員長	条例の中に入れるやり方もあれば、別の方法もあると思う。
桑島議長	人がいなくなるとなくなってしまうが、必ず研究所会議を行うということで形にすれば残る。そういうことから、条例を設置し、ある程度決めておいた方がよい。議会発の政策提案能力は弱く、議会の調査能力には限界があることから、研究機関が客観的なものを作ってくれば使えるようになる。その先は、特別委員会に振ってもいいし、常任委員会に付託してもよい。とにかく提言をまとめ、事業の提案をしていくということをしていかないと、議員だけが集まっても専門性というのは高まっていけない。
矢作委員	パブリックコメントの他に、市民の意見を反映させることはできないか。
西沢委員長	議会基本条例制定の際、制定前にミニシンポジウムと制定後に報告会を

行った。その辺の工程も含めて、検討はしたいと思っている。ただ、議会基本条例の制定時に行ったアンケートは、ミニシンポジウムに来た人からとったアンケートなので、いわゆる無作為抽出でとったアンケートではない。そういう意味では、パブリックコメントでカバーできるかなと考えている。それから、本特別委員会のやるべきことは、来年の2月にこういう条例案にしましたという報告書を議会運営委員会に提出することまでで、それに基づいて3月定例会辺りで、議会運営委員会に審査してもらう予定になっている。そこから先のことについて、それを議会運営委員会に申し伝えることはできるけれども、時期的に我々の手から離れている気がする。やるとしたら議会運営委員会にお任せするしかないが、最終的には議会運営委員会の議論がどうなるか分からないというのはある。

桑島議長

今度、議会報告会が2回あるから、今、議会基本条例の改定を所沢市議会では考えていますが、皆様から御意見があればお寄せくださいというアンケートを、別紙にして来た人に配るという方法はある。ただ、注意が必要なのは、この改定案を出して意見を聞くわけにはいかないということと、広聴広報委員会に申し入れをしないといけない。

西沢委員長

市民アンケートについては、ただいまお話のあったとおり、広聴広報委員会に申し入れることでよろしいか。

(委員了承)

矢作委員

可能であれば、議会基本条例って何だっけとならないよう、議会基本条例の成文をアンケートと一緒に添付していただきたい。

荻野委員

第19条の予算の確保について、三重県鳥羽市では議会費の予算要求がシステムチックに行われているということで、条文を変えるかどうかは別にして議論してほしいという話が会派からあった。

桑畠議長

所沢市は事務局長の予算要求で終わってしまうが、三重県鳥羽市では議会基本条例第11条に適正な議会費の確立ということで、議会は、適正な議会の活動費を確立するため、自ら議会費の予算要望書を作成し、市長に提出することができるかと規定し、議長が集約して申し入れを行っている。

西沢委員長

議会運営委員会で作業部会を設けて、ICTに関する事業を今後どういふふうに進めていくかという議論が行われています。場合によっては、議会運営委員会からその内容を条例上に位置付けてほしいという申し入れがある可能性があるため、それがあつた段階で皆さんにお示しして議論をしていきたいと思っている。

荻野委員

議会基本条例を制定する際に、法制的なチェックを文書行政課や明治大学の先生にさせていただいたという経緯があるので、条例案がまとまった段

階でそういった手続きも必要かなと考えている。

西沢委員長

それでは、そこまで行ってから議会運営委員会に報告するという
ことに
しましょう。

西沢委員長

(2) 次回の日程について

次回の委員会は、11月24日に開催日を決定することよろしいか。

(委員了承)

散 会 (午後5時34分)